

Title	会計の機能の再構成
Sub Title	Reconstruction of function of accounting
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2013
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.56, No.2 (2013. 6) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	今日, 意思決定有用性が, 会計の最高規範とみなされている。そのために, 他方で, 損益計算が会計の目的とされつつも, 投資家の意思決定にかかわる企業価値評価への役立ちが, 会計処理にも大きな影響力を持っている。その結果, 企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産という資産分類が会計にも導入され, 事業資産の取得原価, 金融資産一般の時価評価が, 正当化されたりするのである。つまり, 企業価値評価が, 会計の目的に類した位置づけを与えられているのである。しかし, その場合には, 損益計算と企業価値評価との関係が, 問われなければならない。本稿では, 資本委託としての会計責任という視座から, こうした会計の機能を整理することとしたい。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20130600-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20130600-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 会計の機能の再構成

笠井 昭 次

### <要 約>

今日、意思決定有用性が、会計の最高規範とみなされている。そのために、他方で、損益計算が会計の目的とされつつも、投資家の意思決定にかかわる企業価値評価への役立ちが、会計処理にも大きな影響力を持っている。その結果、企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産という資産分類が会計にも導入され、事業資産の取得原価、金融資産一般の時価評価が、正当化されたりするのである。つまり、企業価値評価が、会計の目的に類した位置づけを与えられているのである。しかし、その場合には、損益計算と企業価値評価との関係が、問われなければならない。本稿では、資本委託としての会計責任という視座から、こうした会計の機能を整理することとしたい。

### <キーワード>

資本委託としての会計責任、報告責任、管理責任、意思決定有用性、損益計算、企業価値評価、処分可能利益、業績表示利益、

今日、言うまでもなく、会計の機能に関しては、意思決定有用性が、会計の最高規範として、大きな影響を与えている。すなわち、例えば投資家の意思決定にとり企業価値評価が必要だという主張が声高になれば、企業価値評価にかかわる概念（例えば主観のれんの有無による事業資産カテゴリー・金融資産カテゴリー）が会計に持ち込まれるし、企業のリスク・実態を表示しなければならぬという主張が高まれば、リスク・実態表示にかかわる項目や処理規約（例えば資産除去債務のオンバランス化）が会計に導入されるなどなど、その枚挙に暇がない。

もっとも、それにもかかわらず、伝統的に認められている損益計算という計算目的が、放棄されたというわけではない。しかし、それだけに、逆に、厄介な事態が、生じているとも言えないこともない。すなわち、損益計算が棄却され、もっぱら企業価値評価の観点あるいはリスク・実態表示の観点が、貫徹されていれば、会計実践（ある会計）にしても、それなりに整合性のあるものになったのかもしれない。しかるに、損益計算という計算目的も否定されてはいないだけに、その損益計算に相応しい処理と、企業価値評価あるいはリスク・実態表示に相応しい処理とが、

会計実践において混在することになり、そこには、著しい整合性の欠如が、顕在化しているからである。

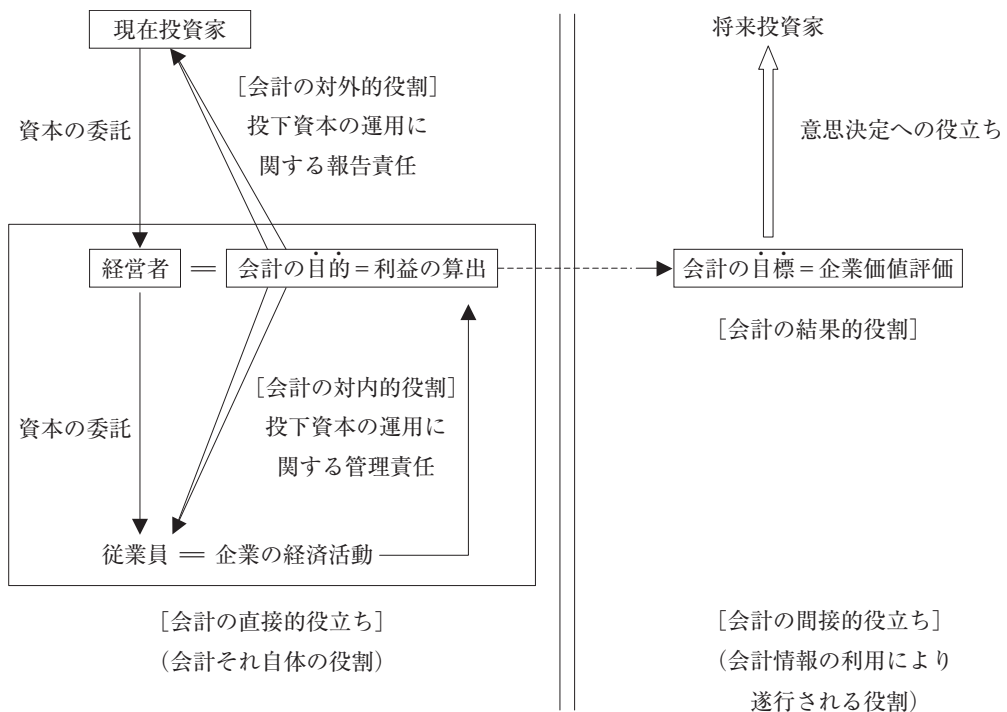
今日の会計実践（ある会計）においては、このように、損益計算の論理、企業価値評価の論理、リスク・実態表示の論理が混在しているという現実に対して、現代会計理論は、どのように対応したらよいのであろうか。意思決定有用性概念のもとに、相異なるもろもろの計算目的を是認し、それに対応する処理規約の導入を追認してきたかにも見える現代会計理論については、そのことが厳しく問われているのである。

そこで、ここでは、資本委託としての会計責任という視点から、（計算目的を含む）会計の機能の在り方について再構成することとしたい。

## I 会計の機能の全体像

まず、本稿が想定する会計の機能の全体像を示せば、次のようになる。

図表 1



すなわち、現在投資家（株主）は、経営者に対して、その効率的運用を期待して、一定の資本の運用を委託するのであるが、その結果として、経営者は、現在投資家に対して、その投下資本の効率的運用に関する報告責任を負う。いわゆる会計責任に他ならない。しかし、もちろん、その資本を経営者自らが運用するのではない。中間管理者を経て従業員に委託されるのである（上

記の図表では、便宜、中間管理者層は省略されている)。経営者は、資本の効率的運用を委託されたいじょう、経営方針あるいは全社的経営計画の設定等に関する責任だけでなく、従業員等が資本を効率的に運用したかどうかに関する責任も負っている。ここでは、これを、管理責任とよんでおこう。

従来、会計責任というと、現在株主への報告責任だけしか想定されてこなかったが、しかし、その責任の履行のためには、不可避的に、企業の経済活動に関する管理責任が随伴するのである。したがって、本稿では、会計責任という概念は、前者の報告責任（会計の対外的役割）と後者の管理責任（会計の対内的役割）<sup>1)</sup>とから構成されていることになる。

1) 近代株式会社における会計責任は、本質的に、報告職能と管理職能とを具えているが、きわめて重要な問題なので、さらに、株式会社における記録機構のもつ本来的な職能という点から、会計責任概念を捉え直しておこう。

企業会計は、共同事業におけるいわゆる会計責任の履行の用具として生成したと言われている。つまり、共同事業において、何らかの意味での委託・受託関係が存在する場合、受託者は、委託者に対して、受託に関する自己の行為を報告するいわゆる会計責任を負うことになる。その場合、受託者が、委託者の信認に十全に応えるためには、この顛末を計数的に報告しなければならないが、そのためには、言うまでもなく、整備された記録機構が不可欠である。その意味で、報告は、記録の本源的な職能と言ってよいであろう。

しかしながら、共同事業の生成期にあっては、その事業の性質は、当座企業的な性格を帯びていた。さらに、委託者と受託者との間に、必ずしも基本的な利害の対立があったわけではないし、また、委託者は、受託者の行為につき自分自身で記録を調査することも不可能ではなかった。そうした状況にあっては、委託・受託関係にしても、必ずしも継続的なものではなく、かついわば私的な関係に他ならない。したがって、記録に基づく、受託者の委託者に対する報告にしたところで、両者に基本的な利害の対立はないいじょう、つまり両者を一体のものとしてよいいじょう、自己が自己に対してなすといった意味あいの報告であり、いわば独白とでも言うことができるであろう。会計責任あるいはその報告職能というものが、こうした意味での独白に留まるかぎり、社会科学としての会計学の研究対象であるとはまでは言えない。

しかし、その共同事業にしても、当座企業から継続企業へ、さらに合名会社ないしパートナーシップから株式会社ないしジョイント・ストック・カンパニーへと推移するにつれて、大きく変質してゆくと、とりわけ、周知のように、株式会社形態の発展により一変する。すなわち、株式会社による資金の大量調達、一方では株式の分散化、他方で企業規模の拡大化を招くことになる。

前者の株式の分散化は、いわゆる出資と経営との分離をもたらし、ここに経営者職分が確立すると共に、無数の不在株主が顕在化するに至る。みずからは会社を調査することができず、会計報告が会社の状況を知る唯一の手段であるこれらの不在株主が経済社会のひとつの基盤をなすに至ったとき、経営者の不在株主に対する会計責任の履行は、社会制度的に不可欠になる。つまり、経営者の不在株主に対する会計責任は、単なる独白の域を越えて、文字どおり報告という社会的性格を帯びるに至る。ここでは、計算対象（企業の経済活動）を把握し、それを報告するという記録の職能も、いわば公共的な性格を帯び、社会科学としての会計学の研究対象として、その地歩を占めることになるわけである。

他方、企業規模の拡大化は、計算対象（企業の経済活動）の複雑化をも招き、その適切な管理が不可欠になる。つまり、会計に対してこうした管理職能も期待されるに至る。

こうした管理にしても、その遂行のためには、言うまでもなく、整備された記録機構が不可欠である。つまり、記録を通して初めて、計算対象（企業の経済活動）を把握し管理することが可能になる。その意味で、管理ということも、報告と並んで、記録の本源的職能と言ってよいであろう。とりわけ、上述のように、不在株主に対する会計責任が中心課題になるにつれ、単なる財産保全ではなく、財産の効率的運用が要求されるようになる。つまり、単なる財産ではなく資本の運動が俎上に載ってきたわけであるが、それにつれて、その効率的運用のメルクマールとしての損益額が問題になる。その場合には、会計管理が十全になされなにかぎり、会計責任にしても、履行されたことにはならない。つまり、会計管理ということが、会計責任の履行の一面として不可欠になるのである。

要するに、経営者職分の定着が、会計責任の履行として、対外的には不在株主に対する報告の制度化を、

このように、現在投資家から委託された資本は、企業の管理組織の中で、中間管理者を経て、従業員に委託される。従業員に委託された資本の運用によって、企業の経済活動が生起するのであるが、会計は、上記の報告責任および管理責任を遂行すべく、経営者のいわばスタッフとして、その企業の経済活動を忠実に記録するのである。

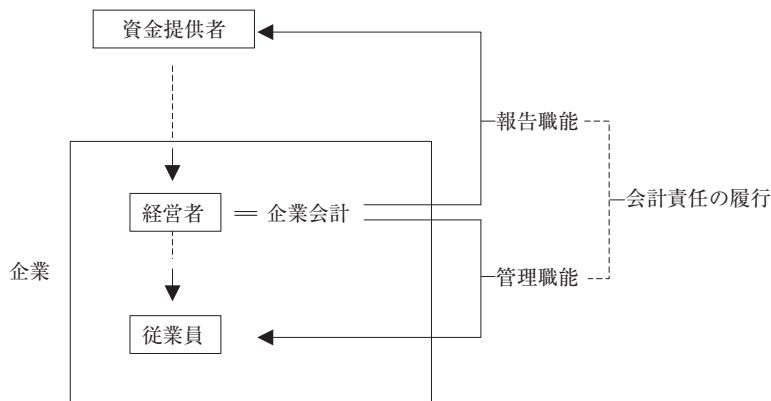
その場合、会計は、資本委託としての会計責任<sup>2)</sup>という機能に規定されて、委託された資本の効率的運用がなされたかどうかという視点から、企業の経済活動を記録しなければならない。資本の効率的運用のいかんは、いわゆる利益（投下資本回収計算としての利益）によって計測できる。したがって、会計の目的は、利益の算定（損益計算）に求められるのである。しかし、その利益（損益計算）は、一方、それが資本の効率的運用にかかわっているいじょう、何らかの形で業績表示という意味内容を含んでいなければならないはずである。ただし、他方において、同時に、資本委託の報酬として配当等を支払わなければならないので、その利益は、処分可能利益という意味内容をも含んでいなければならないはずである。

以上のように、会計の目的は、損益計算にあるのであるが、その利益は、処分可能利益と業績表示利益というふたつの性格を具えていなければならないのである。

会計それ自体の役割（会計の直接的役立ち）は、以上のように、会計の目的としての利益の算定によって完結する。つまり、利益算定のプロセスにおいて、対内的には、企業の経済活動に関する管理責任を履行しつつ、利益が算出された段階では、それを現在株主に報告することによって、対外的な報告責任を履行し、会計責任を全うするのである。

しかし、会計の役立ちは、それに留まるものではない。以上の会計責任にかかわる役割を、会計それ自体の直接的役立ちとするなら、その他に、いわば間接的役立ちとでも言われるべき役割を遂行しているのである。すなわち、いわゆる投資家（潜在的投資家）が投資に関する意思決定

∨そして、対内的には企業の経済活動に関する会計管理の遂行を、双子のごとく生み出したと言えよう。以上で述べたことを、企業会計の機能を中心にして示せば、次のようになる。



2) 資本委託としての会計責任という概念については、笠井 [2005] 40～50ページを参照されたい。

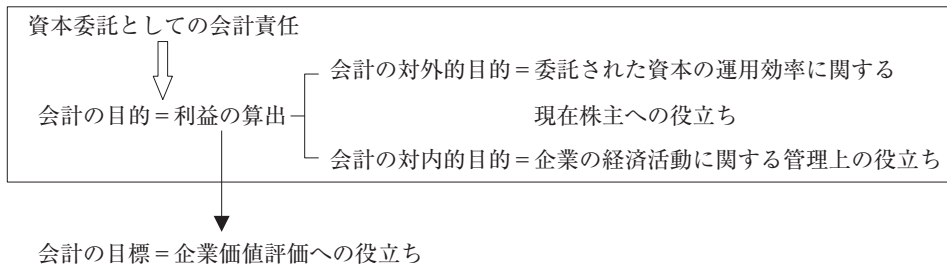
を行なうさいには、投資対象の企業価値を評価しなければならないが、そのさいに、会計上の利益が一定の役割を果たすのである。会計上の利益は、このように、企業価値評価にも役立っているのである。しかし、この企業価値評価への役立ちは、会計が、(会計責任に規定された)損益計算という会計の目的を達成するために算出した利益数値を用いて、いわば結果的に果たす役割であるから、あくまで間接的役立ちと言えよう。そのかぎりでは、会計の目的ではない。企業価値評価への役立ちは、あえて言えば、会計の概念体系の外にあるものに他ならない(結果的な間接的役立ちとよんだ所以である)。そこで、ここでは、この企業価値評価への役立ちについては、会計の「目標」という用語でよび、会計それ自体の「目的」とは峻別しておこう。

ここに、会計の目的と目標とを峻別したのは、会計の目的という概念が、会計処理の規定要因になるのに対して、会計の目標という概念は、会計処理の規定要因になり得ないからである。すなわち、会計の目的に従って会計処理がなされた結果として算出された利益数値の存在を所与の前提として、その利益数値が果たし得る役割が、会計の目標に他ならない。この会計の目標というのは、上述のように、会計の概念体系の外にあるものであるから、会計処理の規定要因にはなり得ない。したがって、会計の目標としての企業価値評価という概念にしても、会計処理を規定する要因にはなり得ないのである。その意味で、損益計算という会計の目的とは、峻別されなければならないわけである。

そのことを念頭において、会計の機能を示せば、次のようになる。

図表 2

企業の会計システム (の概念体系)



この図表に従って、以下、会計の対外的目的(現在株主に対する利益の報告)、会計の対内的目的(企業の経済活動に関する経営管理上の役立ち)、および会計の目標(企業価値評価への役立ち)について、それぞれ、Ⅱ、Ⅲ、およびⅣにおいて検討することとしたい。

## Ⅱ 会計の対外的目的(現在投資家への役立ち)

### (1) 資本委託としての会計責任概念のもとにおける利益の性格

資本委託としての会計責任概念のもとでは、投下資金(投下資本)の効率的運用を期待して、投資家は、資金(資本)を委託したのであるから、投資家への報告は、まずもって、その期待が

果たされたかどうかに関してなされなければならない。その投下資金（投下資本）が効率的に運用されたかどうかのメルクマールになるのは、言うまでもなく、利益（投下資本回収剰余としての利益）に他ならない。したがって、会計責任概念のもとでは、その計算目的は、損益計算、つまり利益の算出に求められるのである。しかも、その利益は、効率的運用の指標にかかわっているいじょう、何らかの業績表示を意味するものでなければならない。

しかし、他方、その利益は、資金（資本）投下に対する報酬としての配当支払（さらに、税・役員賞与等の支払）の基準になっている。したがって、何らかの処分可能利益をも意味するものでなくてはならない。

以上のように、会計責任概念のもとにおける会計の目的としての利益は、その会計責任という概念に規定されて、業績表示性と処分可能性というふたつの性格を具備しなければならないのである。しかしながら、伝統的会計理論（取得原価主義会計論）のもとにおいては、この両者は、調和するものとは考えられていなかった。むしろ、別個独立の対立する概念として、either - orの関係にあるとみなされ、取得原価主義会計論では、もっぱら、そのうちの処分可能利益の算出が、その目的とされたのである。

そこで、この処分可能利益と業績表示利益との関係、および資本委託としての会計責任のもとにおける利益の性格が、改めて問われなければならない。

## （2） 処分可能利益と業績表示利益との関係

いわゆる取得原価主義会計が一般的に実践されていたとみなされていた旧実践（制度的には、『金融商品会計基準』が適用される以前の会計実践）の時代には、処分可能利益と業績表示利益という利益の識別が、強力に主張された。その場合、処分可能利益とは、いわゆる取得原価主義会計によって算出される利益であるのに対して、その限界を打破すべく、業績表示利益という概念が対峙されたのであった。しかし、こうした処分可能利益と業績表示利益という二項対立は、理論的に問題があると筆者は考えているので、この点につき検討しておこう。まず（i）において、そうした二項対立が生成した背景を確認し、そのうえで（ii）において、その理論的問題点を筆者なりに明らかにしたい。

### （i） 二項対立の背景

処分可能利益を計算目的とする取得原価主義会計論の処理規約の特質は、主として価値生産活動を念頭において形成された原価＝実現原則という概念に凝縮している。すなわち、収益は、原則として、販売段階における財の引渡しを意味する実現主義によって認識されるが、そのことを逆に言えば、生産段階において保有時に発生する収益は、基本的には、未実現損益として、損益計算に計上することが否定されるのである。そのように、販売段階における財の引渡しを意味する実現によって初めて、損益が認識されるいじょう、生産段階において財を保有している状態においては、つまり損益が未実現の状態においては、その保有財は、取得原価で評価され続けなければならないわけである。

かくして、原価＝実現原則という概念が、取得原価主義会計の基本的な考え方として形成され

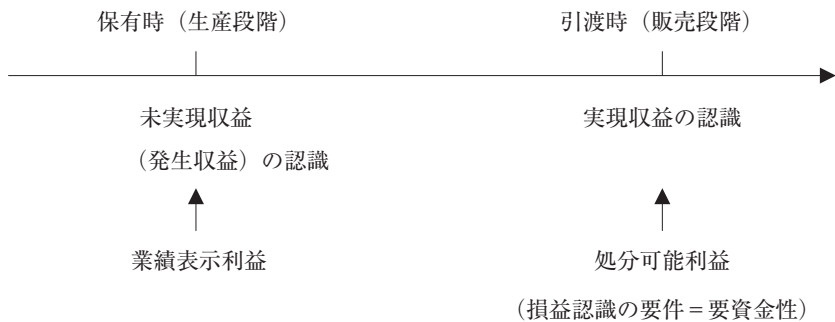
るに至るのである。そして、そうした原価＝実現原則が要請された背景には、会計の計算目的が、処分可能利益の算定におかれたことにあるとみてよいであろう。すなわち、それが処分可能であることに規定されて、損益認識の要件として、資金性が求められたのである。そうした資金性が要求されるかぎり、販売により対価としての貨幣性資産の受入れが、損益認識のために不可欠であった。そのため、損益の認識は、販売段階における財の引渡しおよび対価の受入れを意味する実現まで待たなければならず、未実現損益の認識は、否定されたのである。

しかしながら、こうした取得原価主義会計論における原価＝実現原則については、生産段階において保有財に発生している損益、つまり未実現損益の計上が否定されたために、企業の業績を妥当に表示していない、という批判が付き纏っていた。すなわち、生産段階における保有財の発生損益（未実現損益）を認識すべく時価で評価することによって初めて、その損益は、業績を妥当に表示するようになるというのである。ここに、時価＝発生原則を中核とする業績表示利益という概念が提唱され、原価＝実現原則を中核とする処分可能利益と対峙させられたのであった。

要するに、原価＝実現原則においては、処分可能利益の算定という計算目的のために、要資金性という損益認識の要件が形成された。そのため、原則として、交換の生起する販売段階における引渡時点で収益を認識しなければならず、生産段階における保有財の収益の発生を把握できない。そこで、販売段階に先行する生産段階においてその保有時に損益を認識することによって、換言すれば、未実現損益を認識することによって、業績を表示する利益になる、という主張がなされたのである。このようにして、原価＝実現原則に基づく処分可能利益と時価＝発生原則に基づく業績表示利益という二項対立が、生成したのであるが、それを纏めれば、次のようになる。

図表 3

[価値生産活動]



(ii) 処分可能利益・業績表示利益分離論の問題点

処分可能利益と業績表示利益という二項対立が生成した原因は、以上のように、取得原価主義会計論においては、もっぱら価値生産活動を念頭において、損益認識の要件として要資金性が求められた、という点に帰せられるであろう。そこで、問題は、損益認識の要件としての要資金性の妥当性である。この要資金性という要件によって、現代会計において認識されるべき損益のすべてを合理的に説明できるかどうかである。価値生産活動に関する収益認識の要件としては、流



動説（資金説）と再販売過程欠如説というふたつの考え方が対立しているが、後者の再販売過程欠如説が妥当である、と筆者は考えている。つまり、資金性という要件は、損益認識にとり、不必要なのである。そうした筆者の結論を、ここでは、問題点が簡明に理解できる、資本貸与活動に属する割引債によって検討しておこう。

いま、ある企業が、2年後に121のキャッシュインフローが約束されている割引債を第Ⅰ期期首に購入したとしよう（発行企業の資本コストは10%とする）。割引債は、損益計算の視点からすれば、利息法によって処理されなければならないので、理論的には、次の（イ）のように仕訳されなければならない（会計期間は1年）。

図表 4

	第Ⅰ期期首	第Ⅰ期期末	第Ⅱ期期末
（イ）利息法	割引債100, 現金100	割引債10, 受取利息10	割引債11, 受取利息11 現金121, 割引債121
（ロ）要資金性の立場	割引債100, 現金100	—————	現金121, 割引債100 「受取利息」21

しかしながら、（イ）の利息法に基づいた場合、第Ⅰ期期末の割引債10（および貸借対照表上の割引債110）については、要資金性という損益認識の要件が満たされていないのである（さらに、財の引渡しと対価の受取りとの交換も、存在しない）。（イ）の処理は、損益計算としては妥当であるが、要資金性という損益認識の要件は充足していないことになる。もし、この割引債について、<sup>3)</sup>要資金性という損益認識の要件を充足そうとするなら、（ロ）のような仕訳にならざるを得ないであろう。しかし、この（ロ）が損益計算としては妥当でないことは、明らかであろう。つまり、（ロ）は、要資金性という損益認識の要件は充足しているが、損益計算としては妥当でない、ということになるのである。

そのかぎりでは、要資金性という損益認識の要件と妥当な損益計算とは、矛盾関係にあるということである。そのことは、資金の出入り（資金計算）が、本来的に、損益計算とは無関係であるいじょう、当然のことなのである。したがって、損益計算を会計の計算目的とするかぎり、要資金性は、損益認識の要件として否定されなければならない。以上では、説明の便宜のため、資本貸与活動を取り上げたが、価値生産活動についても、同じことが言えるのである。そうであれば、要資金性が損益認識の要件であることを前提にして形成された、価値生産活動における処分可能利益と業績表示利益との二項対立も、理論的に成立しないということになる。

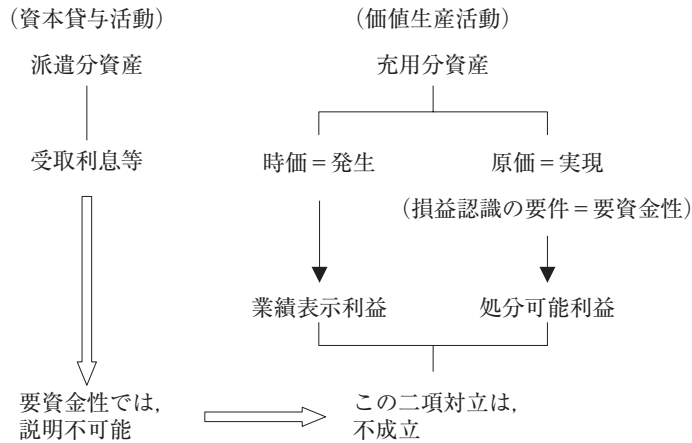
以上を示せば、図表5のようになる。

### （iii）是正の方途

以上のように考えれば、要資金性という損益認識の要件は、理論的に棄却されなければならない

3) 主観のれん学説のように、割引債をキャッシュとみなす見解もあるが、そうした理解は、理論的に破綻している。その点については、笠井 [2010] 第22章を参照されたい。

図表 5



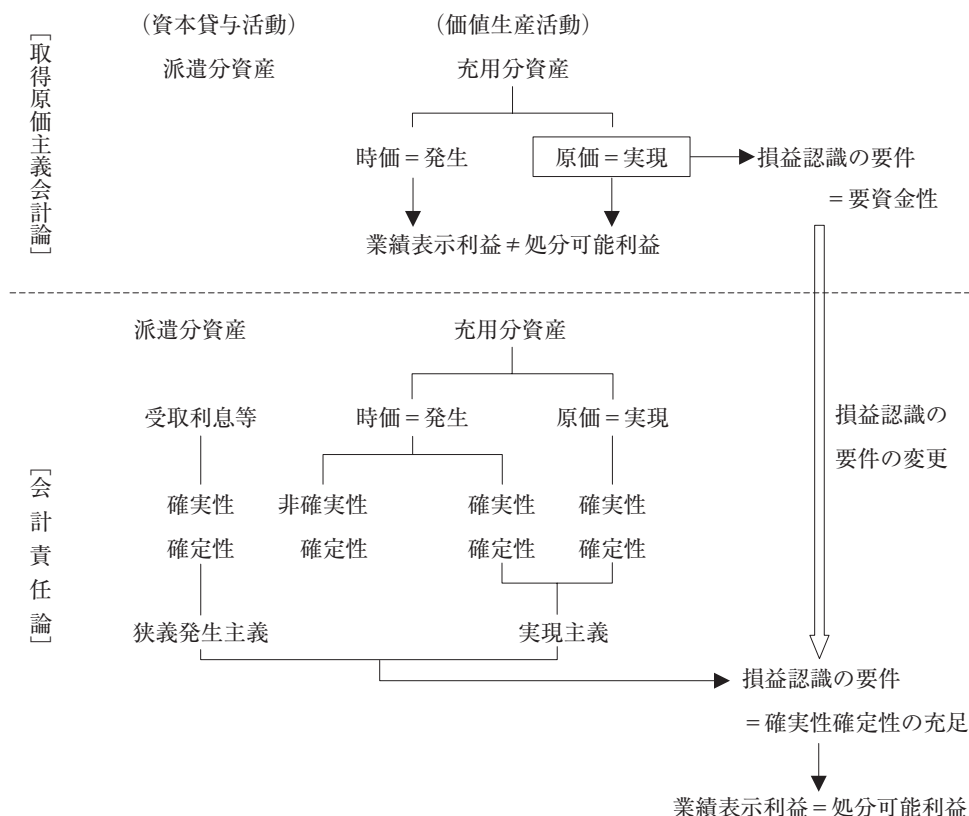
い。それでは、損益認識の要件は、どのように構成されるべきなのであろうか。結論的には、損益成立の確実性（損益の成立が後戻りしないこと）およびその数値の確定性の充足が損益認識の要件とされなければならない、というのが筆者の立場である。すなわち、図表5において、原価＝実現原則によって認識される損益、および派遣分資産に関する受取利息等は、確実性・確定性を充足している。それに対して、時価＝発生原則によって認められる損益には、確実性・確定性を具えているものだけでなく、確実性・確定性を具えていないもの（以下、非確実性・確定性を具えたもの、と言う）も含まれている。このうち、非確実性・確定性の損益は、もともと、現実に生じた経済活動だけを報告するという会計責任概念にそぐわないので、損益計算から排除されなければならない。それに対して、それ以外の、確実性・確定性という要件を充足したものは、資本委託としての会計責任概念のもとで、損益として認識されなければならない。つまり、資本委託としての会計責任概念のもとでは、確実性・確定性の充足が、損益認識の要件に他ならないのである。

この損益認識の要件のもとでは、処分可能利益が要資金性の桎梏から解放されているいじょう、処分可能利益と業績表示利益とが、異なっていることはない。かくして、資本委託としての会計責任のもとでは、処分可能利益は、同時に、業績表示利益をも意味しているのである。

取得原価主義会計論における処分可能利益と業績表示利益との分離論から、資本委託としての会計責任概念のもとにおける処分可能利益と業績表示利益との一体論への道程を示せば、図表6のようになる。

資本委託としての会計責任概念は、損益認識の要件を、要資金性から確実性・確定性の充足に変更することによって、取得原価主義会計論にみられる処分可能利益と業績表示利益との乖離という理論的問題点を克服した。その結果、処分可能利益と業績表示利益というふたつの特質を兼備することができるようになったのである。少なくとも、会計責任説に基づき現行企業会計を説明する特定の仮説体系についてみるかぎり、その前提のもとでの業績表示利益が計算され、同時

図表 6



に、それが、処分可能利益になるのである。

かくして、資本委託としての会計責任のもとにおける利益は、株主への配当支払い等の尺度という役割、および資本の効率的運用の尺度という役割をふたつながらに遂行しているのである。

### Ⅲ 会計の対内的目的（総合管理への役立ち）

次に、企業内における総合管理の遂行という会計の対内的目的を俎上に載せることにしよう。しかし、これは、現実の会計実践においては、まったくなされておらず（さらには想定されておらず）、そのかぎり、筆者の願望あるいは期待にしかすぎないので、ここでは、ごく簡単に、そうした筆者の考え方だけを素描することとしたい。

#### (1) 会計記録の総合管理への役立ち

会計が、Ⅱで述べたような会計責任を対外的に（現在投資家に）負っており、そのために、現実生じた企業の経済活動（あるいは、それに伴う財貨・用役の変動）のすべてを記録していたら、そうした記録は、本来、企業内においても、経営者の総合管理にも役立ち得るはずなの

ではないだろうか。

例えば、いま、製品在庫が前年同月比で、2割増加しているとしよう。しかし、そのことから、「製品の過剰在庫であり、製品在庫を減らさなければならない」と意思決定したとすれば、その判断は、いささか性急に過ぎるという誹りを免れないであろう。製品在庫という企業の経済活動全体のうちの一局部の事象であっても、企業全体の状況の中で判断されなければならないからである。そこで、総勘定元帳におけるすべての勘定を集めた総勘定合計表（いわゆる試算表に相当するが、ここでは、山梶の用語法に従って（山梶 [1972] 第7章）、以下、この名称を用いる）を念頭において、この問題を考えてみよう。

この場合、もし、総勘定合計表の貸方において、売上勘定が、前年同月比で5割増加しており、かつ今後もその傾向が続くと予想されたら、どうであろうか。言うまでもなく、製品在庫が過小であるとみて、逆に、増産という意味決定を行なうのではないだろうか。つまり、製品在庫と売上とが、ひとつの表（総勘定合計表）に計上されている場合には、製品在庫のデータだけに基づく場合より、より良い判断が可能になるのである。

それはともかく、製品を増産するともなると、例えばそれに必要な原材料の在庫が問題になるが、それも、総勘定合計表の借方に計上されているので、購入すべき原材料の概算額も、推定できよう。さらには、その増産が、現有機械のフル稼働によって達成できるのか、それとも新しく機械を購入しなければならないのかといったことも、総勘定合計表の機械勘定を参照することによって、浮上するであろう。もし新規に購入しなければならないと判明したとすれば、その資金を捻出しなければならない。その場合、現金・預金勘定、および売掛金・短期貸付金等の流動資産勘定（さらには、流動負債に属する諸勘定）を参照することによって、その資金を手当てできればよいが、それでは不足する場合、借入をしなければならなくなる。その場合にも、総勘定合計表の負債勘定・資本勘定を参照することによって、負債資本比率を算出し、借入が可能かどうかを判断することも、不可能ではない。

以上のように、総勘定合計表は、企業の経済活動（に伴う財貨・用役の変動）のすべてを収容しているだけに、企業全体の状況とのかかわりで、意思決定が可能になる。したがって、総勘定合計表に基づけば、文字通り、総合管理が可能になるのである。

## （2）総合管理実施の阻害要因

総勘定元帳における諸勘定を集めた総勘定合計表に基づけば、企業全体の現状を視野に入れた総合管理が、可能になると筆者は考えている。しかし、今日、そうした管理機能は、会計実践において遂行されていないし、会計理論書においてもまったく指摘されていない。そのことは、どう考えたらよいのであろうか。

その点、筆者は、次のように考えている。上記のような総合管理は、総勘定元帳から総勘定合計表を作成しさえすれば、自動的に可能になる、というわけのものではなく、ひとつの条件が不可欠なのである。その条件とは、総勘定元帳における諸勘定に、企業に生じた経済活動（に伴う財貨・用役の変動）が即座に記録されている、ということである。その点、今日のところ、一

般的には、そのようには記録されていない。例えば商品勘定（仕入勘定）を見てみると、その増加（購入）分は借方に記入されるが、その減少（売上原価）分は、その都度貸方に記入されることはない。売上原価分は、期末の实地棚卸によって一括的に算出されるのである。したがって、期中における商品勘定（および期首商品勘定）の残高は、現実の商品在庫額を示すものではない。つまり、期中における商品勘定（仕入勘定）の残高は、当期の購入額を示すだけで、企業の経済的実態の描写という観点からするかぎり、無意味なのである。総勘定元帳における諸勘定の多くが、基本的には、そうした状態にあると言ってよいであろう。したがって、総勘定元帳のこうした諸勘定を集めた総勘定合計表にしても、企業の現状をまったく表現していないいじょう、経営管理の視点からは、同様に無意味であると言わざるを得ない。言うまでもなく、期中における経営管理のためには、総勘定元帳における諸勘定が、その時点のそれぞれの実状を適切に反映したものでなければならないからである。

そうであれば、現行会計実践においては、どうして、諸勘定が、現実に生じた企業の経済活動（財貨・用役の変動）を即時に把握していないのか、ということが問われなければならない。その原因としては、①伝統的な簿記理論の在り方、②意思決定有用性に規定された現代会計理論の在り方、そして③財務会計論と管理会計論との関係の在り方の3点が考え得るので、ここで、若干検討することにしよう。

まず①伝統的な簿記理論の在り方であるが、ここでは、一般に、期中においては、主として収支の事実に基づいて記録しつつ、期末において、いわゆる決算修正によって発生主義会計的にみて妥当な数値に訂正する、という形で説明されている。つまり、期中における収支簿記と、期末における決算簿記とが対比されているのである。したがって、決算修正によって是正されればよく、企業の経済活動の即時的把握という発想は、伝統的簿記理論には、存在しなかったと言ってよいであろう。

こうした在り方は、手書き簿記を背景にして、育まれたのかもしれない。すなわち、先の商品勘定（仕入勘定）の例で言えば、コンピュータが存在しなかった手書き簿記の時代には、商品の売上の都度、商品の購入単価を知ることは技術的に困難であり、そのため、[売上原価××、商品××]という仕訳を切ることは、不可能であった。したがって、いわば簡便法として、期末の实地棚卸により、[期首商品有高+期中商品仕入高-期末商品有高]という算式を通して、売上原価額を逆算しなければならなかったのである。

しかし、コンピュータが極度に発展した現代においては、企業の経済活動の生起を即時に反映する[売上原価××、商品××]という仕訳を売上の都度切ることは、技術的に可能になったのである。そうであれば、そうした技術的進展に歩調を合わせて、簿記理論も進化しなければならないはずであるが、今日の簿記理論は、手書き簿記の残滓である収支簿記対決算簿記という二項対立を踏襲しているのである。そのために、総勘定元帳における諸勘定が、依然として、その時点時点の実状を表現できなくなっているのである。

現在、総勘定合計表における総合管理が不可能であることの一因は、こうした簿記理論の影響

があるとみてよいであろう。

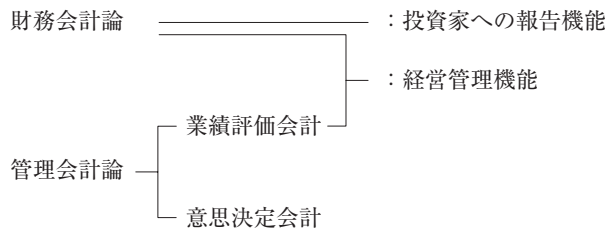
次に②意思決定有用性に規定された現代会計理論の在り方であるが、現代会計理論が意思決定有用性に規定されているということは、財務諸表における利益と投資家との関係を重視することに他ならない。そのために、現代会計理論は、財務諸表中心観という特質を帯びることになり、その結果、期末の修正（期末評価中心主義）により、投資家の意思決定に役立つ利益額になればよい、ということになりがちなのである。逆に言えば、期中の記録プロセスは、ともすれば、等閑に付されることになる傾向にあるということである。

以上のように、伝統的簿記理論および現代会計理論には、期中の経済活動を忠実に記録するという発想が乏しく、したがって、少なくとも結果的には、会計の、経営者に対する総合管理への役立ちという視点が欠如していると言わざるを得ないのである。

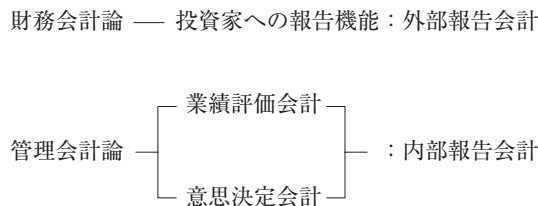
最後に、③財務会計論と管理会計論との関係の在り方であるが、今日、周知のように、会計学は、一般に、財務会計論と管理会計論とに大別されている。しかし、その関係は、きわめて曖昧模糊としているが、管理会計論を仮に業績評価会計と意思決定会計とに分別すれば、そのうちの業績評価会計は、財務会計と密接な関係にある。つまり、財務会計というのは、事後計算として、企業の現実の業績を示すものに他ならないからである。したがって、業績評価会計との連携を保持していたなら、財務会計も、経営管理への役立ちということに無関心ではあり得なかった可能性があり、その意味で、財務会計の在り方も、現在とは相当に異なったものになっていたかもしれない。それを示したのが、次の図表の（イ）である。

図表 7

(イ)



(ロ)



しかし、その後の財務会計論と管理会計論とは、(ロ)に示したように、財務会計論は外部報告会計、管理会計論は内部報告会計として、別の方向を辿ることになったのである。つまり、財

務会計論は、投資家への役立ちに特化し、経営管理への役立ちを放棄してしまったのである。本稿の視点からすれば、それは、不幸な選択であった。

財務会計論の総合管理への役立ちという対内的目的が、今日まったく機能していないことの原因としては、上記のような3点が指摘できると筆者は考えているが、そうした状況は、現代会計理論にとって大きなマイナスと言わざるを得ない。企業の経済活動の全体を表現するシステムは、現在のところ、複式簿記機構を用いた会計しか、存在しないのである。そして、その会計が企業の経済活動をリアルタイムに把握していれば、企業全体の状況を視野に入れた総合管理が可能になり、経営者に対して、十分な貢献ができるはずなのである。しかるに、現代会計理論においては、そうした総合管理という機能が、いわば宝の持ち腐れ状態になっているわけである。なぜ、この機能をもっと大切に育てないのだろうか。

もちろん、会計責任に基づく投資家への外部的目的は、資本市場における当該企業の位置を明らかにするものとして、当該企業にとっても、きわめて重要ではある。しかし、それは、決算修正によって妥当なものになりさえすればよいのであるから（監査時点までに、修正されていればよいのであるから）、当該企業の経営管理にとっては、さしたる有意味性はないとも言えよう。現状の財務会計は、企業にとっては、極言すれば、必要悪と言えないこともないであろう。

しかし、もしここでふれたような総合管理への役立ちが、会計（財務会計）にあるとするなら、企業にとって、会計（財務会計）は、日々の経済活動においても現実的な有意味性をもってくるのではないだろうか。

#### IV 会計の目標（企業価値評価への役立ち）

##### （1）企業価値評価（会計の目標）と会計上の利益（会計の目的）との関係

以上においては、会計によって行なわれる損益計算、つまり会計によって算出される利益（処分可能利益＝業績表示利益）それ自体の役割を検討してきた。こうした利益の役立ちは、会計みずからの論理によって直接的に遂行されるものであるから、本稿では、これを会計の目的とよんだのであるが、今日、会計の役割は、これに留まるものではない。この利益を起点にして、会計とは別の論理によって、社会的に重要な役割を結果的に果たしているのである。こうした役立ちを、ここでは、会計の目的と峻別するために、会計の目標とよんでおこう。

そうした会計の目標として今日脚光を浴びているのは、言うまでもなく、企業価値評価である。投資家がどの企業に投資するかを決定するにさいして、予め、その企業価値評価（株価）を想定するのであるが、その企業価値評価に、会計（上の利益）が大きくかかわっているのである。問題は、そのかかわり方であるが、今日、一般的には、この企業価値評価ということに、会計の目的のような位置づけが与えられているようである。それに対して、本稿では、目的とは区別された、あくまで結果的な間接的役立ちとして、企業価値評価という概念を位置づけている。

そこで、この企業価値評価と会計上の利益とを結び付ける経路であるが、それは、一般に、配

当割引モデルあるいはオールソンモデル等によって説明されているようである（これらを財務モデルと言え、その他に、貸借対照表モデルとでも言われるべき結び付け方もあるようであるが、その点は、笠井 [2010] 461～468ページを参照されたい）。

まず配当割引モデルであるが、これによれば、企業価値評価（株価）は、理論的には、 $[\sum D_n / (1+r)^n]$ （D：配当，r：資本コスト）として算出される。したがって、企業価値評価の算出のためには、将来の配当流列を予測しなければならないが、それは、配当性向が一定等の仮定を設ければ、将来の利益流列によって規定される。そして、その将来の利益流列は、当該企業の過去の当期純利益を基礎にして、投資家自身のリスクのもとに決定されるとすれば、 $[\text{現在の企業価値評価} \leftarrow \text{将来の配当流列} \leftarrow \text{将来の利益流列} \leftarrow \text{会計上の当期純利益}]$  といった経路が、想定できる<sup>4)</sup>のである。こうした定式化に基づけば、会計上の当期純利益は、間接的にせよ、企業価値評価の算出に役立っているのである。

また、オールソンモデルについても、同じことが言える。すなわち、このモデルにおいては、 $[t \text{ 時点の企業価値} = t \text{ 時点の純資産簿価} + \sum_{\tau=t+1}^{\infty} E_t(\tau \text{ 年度の超過利益}) / (1 + \text{資本コスト})]$ （ただし、超過利益＝当期利益－（期首純資産簿価×資本コストで算出される）正常利益）と定式化されている。すなわち、特定の評価基準のもとで、純資産額と主観のれん額（超過利益額）の割引現在価値との和によって企業価値額が算定されることを、このモデルは意味している。そのうち、第1項の純資産簿価および第2項の控除数である正常利益額（＝期首純資産簿価×資本コスト）は、会計上の簿価によってその数値が定まっている。したがって、会計上の利益額の過去の推移から、将来の各期における当期利益額の流列（上式の第2項の被控除数）を投資家が自己のリスクで推定すれば、企業価値額を算出できるのである。ここでは、会計上の当期利益額の実績値から将来の当期利益額の流列を推定するという作業が、投資家のリスクのもとになされなければならない。そのかぎり<sup>5)</sup>で、当期利益と企業価値評価との結び付けが、配当割引モデルより短縮されたとも言えよう。

いずれにしても、このように、会計上の利益は、以上のような経路に基づき、間接的にはあるが、企業価値評価にも役立っているのである。したがって、企業価値評価という概念の位置づけが、問われなければならない。こうした企業価値評価への会計情報の役立ちは、一般に、pre-decision information（意思決定に先立って作られる情報）として、会計目的に類した位置づけが与えられているようである。そこでは、企業価値評価への役立ちということが、会計処理の規定要因になっているようなのである。

その点、企業価値評価への会計の役立ちは、あくまで間接的であり、純利益の算出そのものは、会計の論理によって規定されているが、配当割引モデルおよびオールソンモデルのもとにおける企業価値評価の算出（純利益と企業価値評価との結び付け）は、けっして、会計の論理によっては

4) こうした経路については、ビーバー [1986] 127～136ページを参照されたい。

5) パレプ等 [2005] によれば、予測期間を長くとれば、配当割引モデルからオールソンモデルが導出できるという（パレプ等 [2005] 308ページ）。したがって、両モデルは、同一の素性に属しているとみてよいであろう。



規定されておらず、いずれのモデルにおいても、会計の概念体系の外においてなされたものに他ならないのである。したがって、企業価値評価への役立ちは、会計処理の指標とはなり得ない、というのが本稿の考えである。そうした意味において、企業価値評価への役立ちは、けっして、会計の目的ではない。そこで、ここでは、会計の目的とは峻別して、会計の目標とよぶことにしたのである。

以下、会計の目標としての企業価値評価への役立ちを素描することにしたい。

## (2) 企業価値評価が会計の目的ではないことの理由

以上のように、企業価値評価は、会計の目的ではなく、(会計の目的とは峻別されたものとしての) 会計の目標にしかすぎない、というのが本稿の考え方である。ここで、本稿の用いる目的と目標という概念の相違についてふれておきたい。例えば損益計算つまり純利益の算出が会計の目的であるというとき、そこでは、損益計算の論理(会計の論理)に従って会計処理を行ないつつ、企業(会計)みずからが、目的である純利益を算出している、ということが含意されている。このように、会計の目的については、①会計みずから(ということは、企業みずから)が目的たる純利益を算出していること、および②純利益が算出されるプロセスが、会計の論理(会計の目的である損益計算の論理)によって規定されていること、というふたつの要件が充足されなければならないのである。

それに対して、会計の目標である企業価値評価の場合には、①企業価値評価額を算出するのは、会計(つまり企業)ではなく、投資家であること(投資家のリスクのもとで、企業価値評価額が算出されていること)、および②企業価値評価額を算出するプロセスを規定しているのは、会計の論理(損益計算の論理あるいは純利益算出の論理)ではなく、配当割引モデルあるいはオールソンモデルの論理であることの2点において、明らかに、会計の目的である損益計算あるいは純利益算出とは異なっている。しかし、投資家の意思決定に役立っているいじょう、純利益の応用的役割と言ってよいであろう。そこで、こうした役割を、本稿は会計の「目標」という用語で表現したのである。

そこで、問題は、なぜ企業価値評価を、会計はその目的としなかったのかという点である。そのことは、上記の①の論点と深くかかわっているので、ここで、若干検討しておこう。

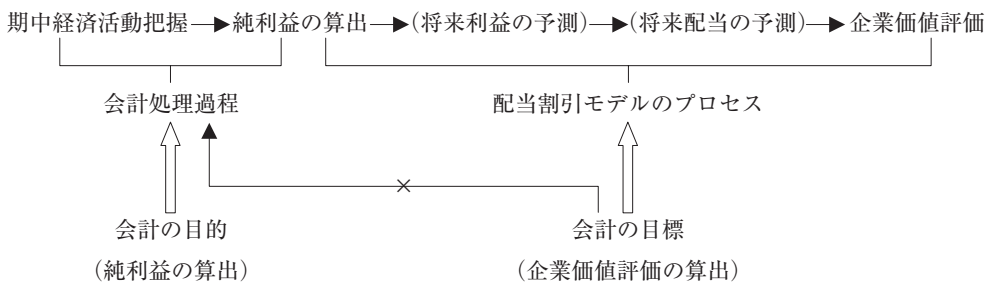
資本主義経済では、言うまでもなく、市場において公正に決定される価格を指標にして経済活動が営まれる。したがって、市場における価格決定の在り方は、資本主義経済の根幹をなしているのである。有価証券の価格(株価)にしても、まったく同断であり、同一の条件のもとで(同一の情報が与えられているという条件のもとで)、投資家みずからがリスクを負う覚悟のもとでなされた有価証券の企業価値評価額が、資本市場に持ち寄せられ、そこで平均化されることによって、有価証券の妥当な価格が決定されるのである。そうした市場価格であってこそ、経済活動の指標たり得るのである。そうだからこそ、インサイダー情報の漏出、あるいは証券会社による損失補填等が厳しく禁止されるのである。かくして、証券価格の決定機能は、資本市場に帰属するのである。

そうした市場の存在を前提にするかぎり、会計（つまり企業）が企業価値評価額（株価）の算出を目的とすること、すなわち、会計（つまり企業）がみずから企業価値評価額（株価）を算出することは、比喩的に言えば、受験者みずからによる採点が社会的に意味をもつことに類しているのではないだろうか。しかし、受験者の評価は、受験者以外の公正な第三者に委ねられるべきであろう。そうした意味において、企業価値評価は、会計の目的ではないと言わざるを得ない。

(3) 会計の目的と会計の目標との峻別の理由

以上のように、企業価値評価は、会計の目的ではなく、会計の目標にすぎず、会計の目的は、あくまで、損益計算（純利益の算出）にあるのである。ここで、このように、目的と目標とを峻別することの意義をみておこう。逆に言えば、目的と目標とを混同した場合、理論的にどのような問題が生ずるのかということである。結論的に言えば、会計の目的というのは、期中の経済活動の把握から期末の財務諸表作成（純利益の算出）に至るまでの会計処理を規定しているのに対して、純利益の算出から企業価値評価額の算出に至るプロセスを規定するものとしての会計の目標は、会計処理の規定要因たり得ないという点で、会計の目的と目標とは根本的に異なっており、したがって、峻別されるべきなのである。それを、配当割引モデルに即して示せば、次のようになる。

図表 8



しかるに、会計の目的と目標とを区別していない多くの現代会計学説は、会計の目的にかかわる会計処理過程に、会計の目標とかかわりのある概念を持ち込んでしまい、そのために、首尾一貫性の喪失等を招き、理論的破綻が生じているのである。その典型が、主観のれん学説であり、会計の目標にかかわる事業資産・金融資産という資産分類およびそれにそぐう評価規約を、会計処理過程に持ち込んでしまったのである。そこで、この点につき、若干の紙幅を割くことにしよう。

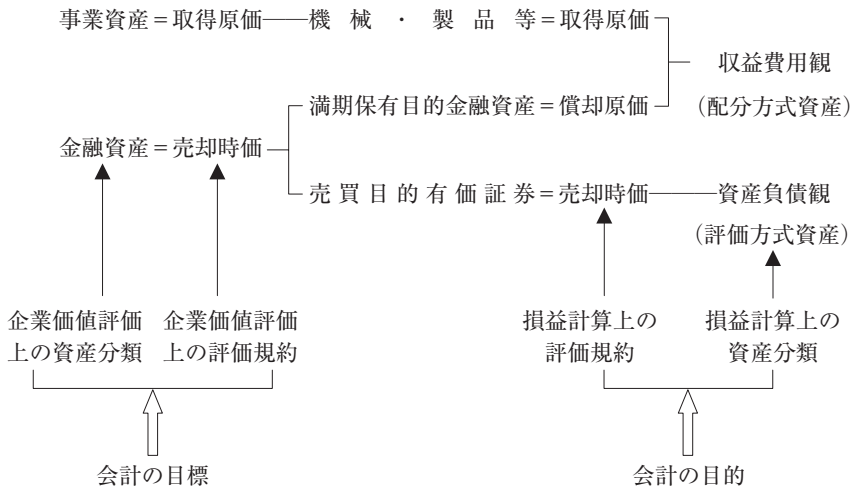
事業資産・金融資産という分別は、もともと、企業価値評価に便宜な資産分類であるから、会計の「目的」が企業価値評価の算出にあるのなら、この資産分類を採用することには、合理性がある。しかし、主観のれん学説も、会計みずからが企業価値評価の算出を遂行することには否定的であり、そのかぎり、純利益の算出に、会計の目的があるとみなされているのである。しかし、それにもかかわらず、事業資産・金融資産という資産分類を会計処理過程に持ち込み、それ

に基づき、会計上の評価規約を定めるのである。すなわち、主観のれんのある事業資産は、[割引現在価値=時価+主観のれん]という関係にあるが、このうちの主観のれんは将来の期待にすぎないので、事後計算としての会計においては、取得原価で評価されなければならない（この主張にも問題なしとしないが、ここではふれない）。それに対して、主観のれんのない金融資産は、[割引現在価値=時価]という関係にあるので、事後計算としての会計においても、時価で評価されるというのである。このように、事後計算という会計の性格にも配慮していないわけではないが、基本的には、主観のれんの有無という企業価値評価にかかわる概念に従って、会計上の評価規約が規定されているのである。

このように、企業価値評価という本稿の用語による会計の目標概念が、会計上の評価規約を定め、その結果、金融資産の時価評価が、原理的に妥当であると主張されているのである。しかし、言うまでもなく、現行会計における損益計算の規約としては、金融資産に関しては、当面の論点からすれば、保有目的に従って、売買目的有価証券は売却時価で、満期保有目的金融資産は償却原価（増価）で評価されるのである。

主観のれん学説は、こうした保有目的による評価規約の妥当性を是認しつつ、そこに、企業価値評価に関わる上記の資産分類および評価規約を持ち込み、そして、その両者を接合してしまうのである。そのために、主観のれん学説には、著しい理論的混乱がもたらされてしまうのである。それを示せば、次のようになる。

図表 9



上図から明らかなように、そこには、評価規約に関して、(売買目的有価証券の)売却時価と(満期保有目的金融資産の)償却原価とを包括する上位概念として(金融資産一般の)売却時価概念が拮定されていること、および、資産分類に関して、事業資産・金融資産という企業価値評価上の資産分類と、配分方式資産(収益費用観に属する資産)・評価方式資産(資産負債観に属する資産)という損益計算に関する計算方式上の資産分類とにズレがあること、というふたつの理論的混乱

が見て取れるのである。

すなわち、下位概念の売却時価と償却原価とを、どうしてその一方の売却時価で括れるのであろうか。逆に言えば、売却時価という上位概念を、どうして売却時価と償却原価というふたつの概念に分別できるのであろうか。あるいは、その下位項目の類別が異なっているふたつの資産分類が、どうして同一の理論体系に共存し得るのであろうか。そんな異質の資産分類がそれぞれの評価規約を主張するとすれば、全体として矛盾撞着が生じないことなど、あり得るのであろうか。

そうした理論的混乱が生じたことの原因は、損益計算に基づく資産分類および評価規約が存在しているところに、企業価値評価上の資産分類および評価規約を持ち込み、両者が異なった素性に属しているにもかかわらず、接合してしまったという点に求められるのである。筆者の用語法による会計の目標である企業価値評価という概念は、会計的計算がなされた結果としての純利益算出以後のプロセスにかかわっているいじょう、会計的計算における会計処理を規定することは、本来、不可能なのである。それにもかかわらず、企業価値評価に基づく資産分類および評価規約を持ち込んだために、損益計算上の資産分類および評価規約との軋轢が生じてしまい、ひとつの理論体系としては首尾一貫性を喪失し、理論的に破綻してしまっただのである。<sup>6)</sup>

以上のように考えれば、会計の目的（損益計算の論理）と会計の目標（企業価値評価の論理）とは峻別されるべきであり、会計処理のプロセスに、会計目標概念を規定要因として持ち込んでほならないのである。

× × × × ×

今日、意思決定有用性概念が、猛威をふるっているが、しかし、その理論的意義は、けっして明らかにされているとは言い難い。そのかぎりでは、いわば流行現象として、会計理論に君臨していると言えないこともない。

もっとも、上記で論じた企業価値評価に関する役立ちとは、一般に意思決定有用性に誘われたものであるが、(1)で述べたように、企業価値評価を会計の目標として位置づけ、会計処理過程に関与させないのであれば、会計的損益計算それ自体を阻害することなく、会計の社会的意義を高からしめるものであった。

しかしながら、一般的には、意思決定有用性に由来する企業価値評価は、会計の目的であるかのような処遇を受けがちなのである。その場合には、(3)でみたように、損益計算を毀損したり、理論的整合性を喪失させたりするなど、きわめて厄介な問題を惹き起こすのである。意思決定有用性を会計の世界に持ち込む場合、むしろ、こうした好ましくない影響力にこそ留意すべきであろう。そこで、纏めを兼ねて、その点につきふれておこう。

まず意思決定有用性が直接的に計算目的レベルに作用し、その結果として、損益計算の毀損をもたらすケースである。その事例としては、さしずめ、資産除去債務などがあげられよう。ここでは、リスク・実態表示という計算目的を達成するために、将来支出額の現在価値を、現在計算としての会計（現在までに生じた企業の経済活動を表現したものとしての会計）に計上してしまうの

6) 主観のれん学説の理論的破綻の詳細については、笠井 [2010] を参照されたい。

である。その結果、損益計算面だけに限定しても、一方、現実の資金調達がないのに支払利息が計上されてしまうし、他方、資産除去債務に対応する借方項目が、その実体が不明なままに当該設備資産の取得原価に算入されてしまい、その結果、減価償却費を通して、仕掛品・製品の金額さらには売上原価の金額を意味不明な数値にしてしまうのである。つまり、リスク・実態表示という目的のために、損益計算という会計本来の目的が、犠牲になっているのである。<sup>7)</sup>

次に、損益計算という計算目的を前提としつつも、この意思決定有用性が会計処理レベルに作用し、その結果として、体系全体としての整合性が崩壊してしまうケースである。そうした事例としては、売買目的有価証券の時価評価に伴う損益の本質の問題などが指摘できよう。すなわち、一般的には、期末時には保有損益、そして売却時には売却損益が生ずるとみなされている。しかし、人間労働力により生産されたものではない売買目的有価証券に、そもそも売却損益など生じるのであろうか。

その点を明らかにするためには、売買目的有価証券の損益の性質は、本質的には何なのか（つまり、保有損益なのかそれとも売却損益なのか）、ということが問われなければならない。しかし、そうした損益の質的側面は、意思決定有用性という概念によってはついに明らかになり得ないのである。投資家の意思決定の立場からは、「売買目的有価証券の損益は保有損益たるべきか」とか、「売買目的有価証券の損益は売却損益たるべきである」とかといった議論は、ナンセンスであろう。投資家の立場（企業価値評価の視点）からは、売買目的有価証券が時価評価され、その時価差額が量的に損益として計上されていればよいのであろうから、投資家の意思決定の内容をいくら分析しても、売買目的有価証券の損益の本質（保有損益か売却損益か）の解明には行き着かないはずである。そうした利益の質的側面を究明しようとするならば、「売買目的有価証券にかかわる経済活動は、どのような損益を産出するのか」という問い掛けが必要である。つまり、資本委託としての会計責任概念のもとに、「企業の経済活動を適切に描写する」という視座をもたなければならないであろう。

同じく、「修繕」にかかわる事象に関する費用の本質が、修繕費なのか損傷費なのか、という論点についてもまったく同じことが言える。投資家の意思決定の内容をいくら分析したところで、「修繕」にかかわる事象によって生じた費用が修繕費なのか損傷費なのかは、明らかにならない。それを究明したいのであれば、「修繕」にかかわる事象の意味論的検討をするしかないのである。<sup>8)</sup>

会計が対象にしている企業の経済活動の意味論的分析の欠如。このことが、伝統的にも、また今日の会計理論にしても、最大の問題なのである。

#### 参 考 文 献

笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会

笠井 [2010]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会

7) この点については、笠井 [2012a] および笠井 [2012b] を参照されたい。

8) この点については、笠井 [2011] を参照されたい。

- 笠井 [2011] : 笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——特別修繕引当金（1）——」『三田商学研究』第54巻第2号
- 笠井 [2012a] : 笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——資産除去債務（1）——」『三田商学研究』第55巻第5号
- 笠井 [2012b] : 笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——資産除去債務（2）——」『三田商学研究』第55巻第6号
- パレブ等 [2005] : K. G. パレブ = P. M. ヒーラー = V. L. バーナード著／斎藤静樹監訳『経営分析入門 [第2版]』東京大学出版会
- ビーバー [1986] : W. H. ビーバー著／伊藤邦雄訳『財務報告革命』白桃書房
- 山榎 [1972] : 山榎忠恕著『複式簿記原理』千倉書房